

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 14 日（水）18 時 00 分～19 時 30 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
 - ・原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
片岸安全審査官、三澤安全審査官、塩見安全審査官
 - ・東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当 2 名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、水位安定エリアにおいて水位が安定基準（変動幅±20mm 以内）を満足していないことが確認された場合の滞留水の管理について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 水位が上昇し、かつ基準値を超えた場合は第 26 条の 2 に従い要求される措置を実施する。ただし、速やかに排水できない場合には建屋に滞留する滞留水として第 26 条の 1 で管理する。
 - 水位が下降した場合は建屋に滞留する滞留水として第 26 条の 1 で管理する。ただし排水の実施に伴い水位が下降した場合を除く。
 - 上記において建屋に貯留する滞留水として管理することは第 26 条の 2、第 2 項(4)の記載に相当する。
 - 原子力規制庁は上記に関する説明を了承した。
6. その他
 - 配布資料：実施計画Ⅲ章第 26 条変更について